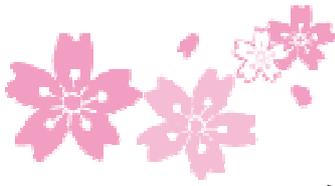


西向日地区まちづくり計画

平成25年5月27日

西向日の桜並木と景観を保存する会



西向日桜並木のまち憲章

西向日住宅地は、昭和四年に田園都市の思想にもとづくまちとして、長岡京の跡地に誕生しました。噴水公園とロータリーを擁した昭和モダンな街並みは、その端正な面影はそのままに、幾多の年月を経て熟成を重ね、現在に至っています。

私たち住民は、西向日のまちが歴史と文化に育まれた良好な住環境と、まちのシンボルである、桜並木、そして、このまちの暮らしを後世に引き継ぐために、みんなで作るまちづくりの理念を「桜並木のまち憲章」としてまとめ、発信します。

- 一、緑を大切に、西向日のシンボルである桜並木を守ります。
- 二、美しい桜並木と調和した西向日のたたずまいを大切にします。
- 三、西向日の歴史的、文化的資源を大切に守ります。
- 四、西向日の先人のまちへの思いを今に共有し、後世に引き継ぎます。

西向日地区まちづくり計画

西向日地区まちづくり計画は、平成20年7月1日に施行された「向日市まちづくり条例」に基づいて、地区の良好な住環境の保全及び魅力的な都市景観の形成を目的に制定します。

この計画に定めたルールは、新築、増改築の建築行為及び新たに開発事業を行う場合に適用されますので、現在の建物等がこのルールに適合していない場合でも、直ちに改善を行う必要はありませんが、より良い地区のまちづくりを推進するために、各自が可能な範囲で積極的に取り組んでください。

〈まちづくり計画を適用する区域〉

西向日地区まちづくり計画を適用する区域は、「西向日の桜並木と景観を保存する会」の区域（下図、約11,000㎡）とします。



(目標及び方針)

第1条 地区の良好な住環境の保全及び魅力的な都市景観の形成を図るため、「西向日桜並木のまち憲章」を基本理念に、次のとおりまちづくりの目標を定める。

- (1) 西向日のまちへの思いを共有し、後世に引き継ぐこと。
- (2) 西向日の歴史的、文化的資源を大切に守り、後世に引き継ぐこと。
- (3) 低層住宅を中心とする閑静な住環境を守り、後世に引き継ぐこと。
- (4) 緑地、自然環境を大切にし、まちのシンボルである桜並木の適切な維持管理に努め、後世に引き継ぐこと。

2 市、住民及び開発事業者は、西向日地区まちづくり計画を遵守し、協力して前項の目標の実現を図るものとする。

(定義)

第2条 この計画において使用する用語は、向日市まちづくり条例（平成19年条例第18号）において使用する用語の例による。

(開発事業に関する情報提供等)

第3条 住民及び市は、互いに開発事業に関する情報を提供して、開発事業が適正に行われるよう協力するとともに、積極的に協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(計画の周知)

第4条 土地の所有者及び地上権者、建物の所有者並びに開発事業者は、当該土地又は建物に対する権利を承継しようとするときは、その相手方に対し、この計画を周知しなければならない。

(協議会)

第5条 この計画を適正に推進するため、細則で定めるところにより西向日地区まちづくり計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(建築行為を行う場合の事前計画書の提出)

第6条 この計画を適用する区域（以下「計画区域」という。）内において建築行為を行う場合は、建築主が建築確認申請等の手続きの前に、協議会に計画書を提出して事前協議を行わなければならない。

(建築物等の用途等に関するルール)

第7条 計画区域内の建築物の用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 一戸建て専用住宅
- (2) 一戸建て住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
- (3) 共同住宅又は長屋で次の要件を満たすもの

ア 住宅戸数は、次の計算式による算定戸数以下であること。

算定戸数＝敷地面積÷135平方メートル（小数点以下は切捨て）

イ 1戸当たりの住宅専有面積は、40平方メートル以上であること。

- (4) その他協議会が住環境を損なうおそれがないとして承認したもの

- 2 計画区域内の建築物の敷地面積は、135平方メートル以上とする。
- 3 計画区域内の建築物の階数は2以下、高さは10メートル以下で、かつ、軒高は7.5メートル以下とする。
- 4 計画区域内の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。ただし、建築物の部分で次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
 - (1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
 - (2) 軒の高さが2.3メートル以下の自動車車庫
- 5 計画区域内の建築物及び建築物以外の工作物の形態及び意匠については、周辺の景観を損なわないものとし、色彩については、けばけばしくないものとする。
- 6 計画区域内の建築物以外の工作物の形態及び意匠については、建築物本体と調和が取れたものとし、高さについては、建築物本体とバランスが取れたものとする。

（道路との境界における配慮）

第8条 道路に面する部分に設ける垣、柵又は塀の構造は安全で、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、門についてはこの限りではない。

- (1) 生垣
- (2) 高さ60センチメートル以下のれんが積み又は石積み等の上に植栽を施したもの
- (3) 板塀の場合は、まちなみと調和した圧迫感を感じさせないデザインとしたもの

（緑化への配慮）

第9条 緑豊かな潤いのある住環境を形成するために、敷地緑化については、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 向日市開発ガイドライン（平成20年告示第76号）に基づき、敷地面積の10パーセント以上を緑化すること。
- (2) 道路に接する敷地の幅が6メートル以上の場合は、道路に面する間口の2分の1以上に緑地を配置し、道路に接する敷地の幅が6メートル未満の場合は、道路側に集中して緑地を配置すること。



西向日地区まちづくり計画協議会細則

(目的)

第1条 この細則は、西向日地区まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）第5条に基づき、西向日地区まちづくり計画協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定め、協議会の運営を円滑に行うことを目的とする。

(協議会の業務)

第2条 協議会は、まちづくり計画の推進に関する次に掲げる事項を処理する。

- (1) まちづくり計画第6条に規定する事前協議
- (2) まちづくり計画が適用される区域（以下「計画区域」という。）の住民が行う建築物等の新築、増改築又は改修に対する指導
- (3) その他まちづくり計画の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、計画区域の住民の互選による委員若干名で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(役員)

第4条 協議会に会長、副会長及び会計各1人を置く。

- 2 会長、副会長及び会計は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その事務を代理する。
- 5 会計は、協議会の経理に関する事務を処理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(市長への報告)

第6条 会長は、新たに役員を選出したとき又は役員を変更したときは、役員全員の氏名及び住所を向日市長に報告するものとする。